

広島県告示第八百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によつて、認定を取り消した。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県大竹市新町二丁目九三六番一

二 認定を取り消した年月日及び番号

平成三十年十一月十六日 第H三〇認消通知広島建指五六号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

山口県玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

三井化学株式会社 岩国大竹工場

執行役員工場長 細見 泰弘